

令和3年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第3日

令和3年3月25日

忠岡町議会

令和3年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和3年3月25日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼人権広報課長		住民部長	村田 健次
	明松 隆雄	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長兼産業振興課長		教育部長	二重 幸生
	谷野 栄二	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和3年第1回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- 日程第1 議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算について
議案第15号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
議案第16号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計予算について
議案第17号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算について
(一括予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第2 報告第3号 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決の報告について
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めること及び和解について)
- 日程第4 議案第19号 忠岡町教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第20号 忠岡町総合計画の策定について
- 日程第6 議案第21号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第23号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第14号)について

- 日程第9 議案第24号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について
日程第10 意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書の提出について
日程第11 意見書第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
日程第12 意見書第3号 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書の提出について
日程第13 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第14 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
以上でございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1、議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算について、議案第15号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第16号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第17号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本件は、去る3月1日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから、和田善臣委員長より、審査の結果報告を求めます。和田委員長。

予算審査特別委員会委員長（和田 善臣議員）

予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。議長のお許しを頂きまして、かぶりますけれども、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和3年3月1日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました令和3年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算についての審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、3月15日、16日、17日の3日間にわたり、議案説明のため町長、副町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算について、慎重に審査を行いました。

出席委員は、小島みゆき委員、二家本英生委員、三宅良矢委員、前川和也委員、河野隆子委員、私、和田善臣とオブザーバーとして北村孝議長出席の下、審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

まず、財政課より令和3年度の当初予算の特徴について説明がありました。

令和3年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比3.3%減の71億3,300万

円になるとのことです。

令和3年度の予算編成に当たっては、国難とも言われている新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自治体の根源である税収の大幅な減が予想されることから、限りある財源の中でも、住民さんに満足していただける、また、第6次忠岡町総合計画の始動年度となることから、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」を掲げ、住民さんが安全安心に暮らせる「誰もが幸せを実感できるただおか」を目指すことを念頭に編成したとのことです。

一般会計当初予算の歳入でございますが、主要な項目を挙げますと、町税は、主要な税目が新型コロナウイルスの影響を受け、軒並み減少の見込みとしており、町税全体では、前年度比4.7%減の2億9,289万3,000円の見込みとのことです。

国庫支出金については、(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業の着工により、前年度比18.8%増の8億2,452万1,000円の見込み、繰入金については、主に財政調整基金及び愛の福祉基金の減により、前年度比29.3%減の2億3,151万円の見込みとのことです。

町債については、清掃施設整備事業債(クリーンセンター更新工事1期目)や消防施設整備事業債(消防指令システムの整備)、スポーツセンター整備事業債などの減により、前年度比26.0%減の7億700万円の見込みとのことです。

一方、歳出の性質別においては、扶助費で児童発達支援事業費の減などにより、前年度比2.7%減の12億5,367万1,000円の見込みです。公債費については、平成29年度発行臨時財政対策債、平成30年度発行スポーツセンター耐震化等整備事業債などの元金発生により、前年度比1.0%増の7億7,011万1,000円の見込みです。物件費については、東忠岡小学校第二体育館解体撤去事業の減などにより、前年度比9.0%減の12億3,523万9,000円の見込みとのことです。普通建設事業費については、(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業が増となったものの、クリーンセンター更新工事や消防指令システム整備、スポーツセンター整備事業などの減により前年度比17.4%減の5億9,098万5,000円の見込みです。

また、財政収支見通しでは、令和2年度の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことなどにより、税収が7,000万円程度減の見込みとしていることや、歳出においても新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各費目で増減していることから、財政調整基金を約2,000万円程度取り崩して収支調整する想定としております。

ただし、現在、徴収猶予となっている税収が今後収入された場合については、改善することとなります。令和3年度については、予算編成上、主に町税が約1億1,000万円減収の見込みであることなどにより、財源不足が1億8,500万円程度となっております。令和4年度以降においても、

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は直ちに回復するとは見込みにくく、財政状況が好転するとは言えない状況が続くとの想定です。

ただし、令和5年度で町民いこいの広場整備事業債の償還が完了することにより、令和6年度以降、収支が緩やかに改善していくと現時点では見込んでいるとのこと。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、各会派にご配布しております、委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

それでは討論で、各委員から出されました意見と要望であります。

まず、小島みゆき委員の意見を述べます。

令和3年度忠岡町当初予算案について公明党の意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの世界規模での感染が、収まる兆候が見えないまま特別措置法に基づく2度目の緊急事態宣言が発出される事態となりました。

こうした未曾有の危機を一刻も早く乗り越え平穏な日常を取り戻すことが、町民の切実な願いであると思います。

一方で、アフターコロナ社会に向け少子高齢化の進展や、深刻化する児童虐待、子どもの貧困や学習機会の保障などの福祉や教育を初めとする諸課題に対しても決してなおざりにせず、取組を積極果敢に進めていく必要があります。

コロナウイルスのワクチン接種も始まり、期待をするところです。

このような社会情勢の中での杉原町長就任初めての令和3年度の予算編成です。

当初予算規模は、一般会計、及び各特別会計、事業会計、総額128億1,249万2,000円であります。

中身については、新規事業として東忠岡地区認定こども園整備、適応指導教室の開設、防災マップ作成事業、緊急消防援助装備整備事業等、継続事業として、就学前施設給食費無償化事業等々、また、これまで我が党が提案、推進してきた施策、事業が継続され、新たに要望してきた施策、事業も盛り込まれています。

また、岸和田市忠岡町消防通信指令事務共同運用開始により災害情報が一元的に把握され、「直近指令」「ゼロ隊運用」が行われる効果的、効率的な応援体制が確立されることなどを評価し、予算が適正に執行されることを願い当初予算案を認定いたします。

続いて、前川和也委員の意見を述べます。

令和3年度予算案について、呈祥会・大阪維新の会の意見を申し上げます。

杉原町長にとりまして、就任後初の予算編成となりました。

依然として、新型コロナウイルス感染症の影響が町民生活を初め、あらゆる面において深刻な影響を及ぼしている中、非常に難しい予算編成であったことと存じます。

今回の当初予算の特色としまして、教育・子育て分野で、令和5年の開園を目指し、いよいよとなった東忠岡地区認定こども園整備事業の着手、適応指導教室の開設、町規模の自治体では珍しい就学前施設給食費無償化の継続。安全・安心なまちづくりの分野で、幅広い災害リスクや避難情報等のさらなる周知を目指した改良版防災マップ作成事業、緊急消防援助隊装備整備事業、これらが挙げられ、町民が安全・安心に暮らし、子どもを育てていくことができることを目指した、新規・継続事業の編成は評価をすることができます。

また、かねてから当会派より要望しておりました文化会館の活性化について、公民館、働く婦人の家を統合し、鋭意取り組む姿勢が審議を通して感じることができました。

その中でも、各種講座を企画し、できるだけ多くの町民に参加してもらえるように注力願いたいと思います。

一方、気になる点としましては、労働・農林水産・商工については、ほぼ前年度と同じ内容だったこととあります。どの施策にも言えることですが、社会情勢が常に変化する中、よりよい施策を打てないかどうか、不断の研究に取り組む余地があるのではないかと感じました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計におきましても、難しいこととは思いますが、町の独自色の発揮に向けて取り組んでいただきたいところです。

例えば、町民の保険料負担を少しでも抑えるため、予防医学の見地からスポーツセンターの利用促進や生涯スポーツの推進を行うことが肝要であると考えます。

同時に保健センターや公民館などでも、料理教室を活発に実施し、食育という観点からも健康寿命の延伸に資することも重要であると考えています。

住民サービスの拡充については、取り組んでいただきたいことがたくさんあり、今回の審議を通じて当会派を含め各会派よりあらゆる提案や要望がなされました。

しかし、審議の中で示された財政健全化判断比率及び経常収支比率の見通しは決して楽観できるものではなく、自然災害、コロナのような緊急事態を想定しますと、財政調整基金の積立額に留意をする必要がございます。

限られた財源の中、持続可能な行財政運営を行うには、「選択と集中」が必要不可欠です。さきの本会議でも、杉原町長より「選択と集中」という言葉をお聞きしました。事業を削ることだけが決して財政再建ではありません。

この2月より、岸和田との消防指令業務の統合運用が始まりました。施政方針でもありましたが、人口減少社会の加速化が確実な中、住民サービスの向上や財政の効率化が見込まれる広域連携について、ほかの分野でもできないか、政治課題に上げるべく近隣市の首長との交流を強化してください。

貴重な財源となっているふるさと納税の増収を目指し、さらに注力していただき、財源を生み出していくことも求めます。

また、効果は少なくとも償却資産の精査、町税滞納分に対してはその理由をできるだけ解明しつつ、誠意をもって回収の強化を図ることも常に念頭に置いていただきたいと思います。

各事業の委託料や各種団体への補助金の精査を行い、事業の優先度合いを見定め、メリ張りのついた財政運営をしていくべきであると考えております。

昨年10月に杉原町長が就任され、はや5か月がたちました。冒頭に申し上げましたが、今回が初めての予算編成です。

選挙で町民にお約束しましたことを1つずつ着実に、そして信を得たという自信と責任をもって、令和3年度予算を執行し、またその次の年度へとつなげていただきたく存じます。

以上、令和3年度予算案についての考えを申し上げましたが、まずは目の前のコロナワクチン接種を初めとした緊急事態に的確に対応すべく、全力を傾注していただくことを強く求め、当会派といたしましては本予算案に賛成いたします。

続いて、三宅良矢委員の意見を述べます。

令和3年度予算委員会、無所属なだ会の意見を申し上げます。

杉原町長が新町長に就任され、初めての予算編成を迎えることとなりました。新型コロナウイルスが世界中にて猛威を振るうさなかであり、加えて厳しい財政状況を鑑み中におきまして、さきの町長選挙の折に掲げた公約をどのように実行されるのか、また役所の最適化を副町長を新たに迎えた中でどのように構築されていくかについて、強く傾注して敷くべきことであるという気持ちで、本予算委員会に臨ませていただくこととなりました。

大きくは町長公約であります、1、教育改革、2、行財政改革、3、役場改革、4、身を切る改革、それらに加えて「安心安全なまちづくり」として公共施設の避難所機能強化、地域団体との連携を深める中での防犯力の強化、大津川の水質改善、「社会保障の充実」として健康寿命を延ばす多角的取組、障害者の就労支援や自立支援の充実、泉大津市と連携した大津川河川へのパークゴルフ場の設置、津波避難所塔の設置と、全ての公約を果たせば、忠岡町の雰囲気大きく変えるものであると大変期待するところであります。

「4年をまたぐ公約は公約でない」という力強い決意のもとで、これらの公約の着実な進行具合と、既存の政策、別に始まる新たな政策、我々の意見を鑑みて具体的個別に意見を申し上げます。

100年に一度の大災害といわれる新型コロナの大流行において、財政収入の将来予測が先行き不透明であることは致し方ない事実であります。しかし、ふるさと納税の恩恵を比較的多く受けている本町におきましては、この分野に集中する取組が一番必要でないかと考えております。ふるさと納税額が伸びるということは、地域のGDPもそれに伴い伸

びるということになるので、先進地域の取組などを参考に強化され、地域企業がより販路展開可能な仕組みを強化されたく思います。

そこには令和3年度から検討が本格化する入札制度についても、公平・公明性をしっかりと担保した上で、門扉を広げて競争性を促しつつ、監視体制の簡素化を含め、柔軟な業者登録体制をつくるなど、本町ならではの仕組みづくりに期待いたします。

産官学連携での取組はもはや当たり前の風潮の中で、地元や既存の企業だけでなく、新規企業への支援を同じく対応されることで行政が持つ信頼性を共有し、育成し、稼げる企業による稼げる地域を目指してください。

特に5款から7款における街の魅力に直結する予算の実態が、事実上変わらない中で、産官学で言う「官」の強みを生かすことは、町としての魅力を上げる有効な手法であります。それに向けていかに取り組むかということが従前からの課題でありました。町長より「役場が何かしてしてくれるということだけでなく、役場の持つパイプ役の重要性を民間とどうするかを考えていく」という回答がありました。一歩進んだ内容であったと思い、それをどのように具現化し実際につなげていくかについて、我々議会議員も含んだ中で全庁的に期待されるところであります。

令和2年11月から緊急的に議長を引き受けていただいた北村孝議員につきまして、新人議員が12名中7名という構成に加え、改革機運が高まる議会のかじ取りを、丁寧かつ着実に行っていただいている状況でございます。2年後に迫ってきました町議会議員選挙に向け、議会の在り方について着実な成果を住民に示すことができるよう、より着実に「進むことができる議会運営」につながるよう要望するところであります。

行政の人材については、就職氷河期における中堅世代の欠如は大きな問題です。10年後、15年後の部課長職を担う人材をいかに育てていくかを、取組を始めてください。

防災関係におきましては、令和3年度より機構改革により独立した部署となります。これまでできなかったことや、やるべきことなど、課題の洗い出しと、それに対する担当者などを明確に、1分1秒を争う救命リスクを上げ、住民の安心・安全の取組を高めていただくよう期待いたします。

汚水管や雨水管の老朽化対策は、定期メンテナンスや更新をストックマネジメントや経営戦略を軸に、いざというときに断水や破水による混乱を生むことがないように、令和3年度において頼れる計画をつくり上げてください。

相続などが原因で徐々に田んぼが宅地などに変わっていく忠岡町でございます。全城市街化区域ということで、保全の先行きの見通しを持った取組は立てない、かつ農業委員会で話し合われ提案されることもない状況であるならば、農業委員会の存在意義自体を検討すべき時期が来たのではないのでしょうか。

景観につきましては、さつき通りや大津川左岸線道路、旧26号線などを中心に雑草が繁茂することに対し、除草シートなどを積極的に活用し、すっきりとした街並みを保って

ください。

消防につきましては、岸和田市との消防指令台共有化の審議をこれまで経てきた中で、住民サービスの保障と行財政の効率化について、比較的に分かりやすい課題であったので、いい経験につながる審議ができたと考えています。これから財政がますます厳しくなる中で、このような共有化や共通化がより一層、住民サービスの観点で図られることを願います。

教育におきましては、令和4年度より小学校5年生、6年生の教科担任制が開始されることや、小学校の35人学級が順次開始、GIGAスクールによるタブレットの活用など、教育を取り巻く環境の変化をしっかりと捉え、適宜反映してもらえることが第一であると思います。児童・生徒に生きる力を伸ばすということは、これまで教育委員会として訴えてこられましたが、複雑化かつ多様な価値が求められる中におきまして、より柔軟な単純に教科書に表れない生きる力を育てていただけるよう願います。

文化会館や住民センター、ふれあいホールの各種施設利用については、利用率の向上を念頭に、柔軟な金額設定や対象団体枠などを広げ、使いたくなる利用促進の仕組みを整えていただけることを願います。

令和3年の年明けに急遽決まった不育治療におきましては、忠岡町の負担は高く見積もっても年間50万円はいかないでしょう。国が半分の50万円を供給することで、出産に対する忠岡町の姿勢と、出産関連で地域の経済が回るということにつながります。不妊治療の保険適用と両輪としたこの制度を積極導入し、出産に対する忠岡町としての姿勢を強めてください。

最後に、国が進める政策を柔軟に年度途中でも取り入れる対応は続けて願います。政府の償還必要な債務残高、いわゆる国の借金は、新型コロナの影響で令和2年度は若干増えましたが、日銀引受けが開始されて以降、年々減り続け600兆円台くらいまでになってきています。

通貨発行権を持ち、その通貨で税金などの支払いが行われ、変動相場制を取り入れ、一定のインフラシステムが整っている、デフォルトは理論上あり得ない日本国の中央財政というものをしっかりと私たちは認識し、それがあって地方財政が存在するのだという基本を押さえれば、日本国内における忠岡町という地域経済が潤う仕組みへの方向性が見いだせると思います。つまり、国が供給する仕組みや財政は、町を経由するしないにかかわらず余すことなく取り入れていくべきであるということです。加えて、忠岡町からも国に対し、本町として必要とする助成金や補助金などの陳情や要望を積極的に行っていく時期が来たのだと思います。議会としても今まで以上に見える形で、積極的に忠岡町内の経済を支える仕組みに対し着手すべき時期が来たのではないのでしょうか。

予算書に表れてこない国から直接個人や企業に行くような助成金や補助金についても、忠岡町が一步踏み込んだ形でサポートしていくことで、1社でも多く取り入れていくこと

ができれば、大きな経済効果として地域に波及します。小さい町であればあるほど、目配せが行き届く、そのようなことが可能ではないでしょうか。稼げることにつなげる忠岡町を目指してください。

甚だ乱文ではありますが、上記の意見を踏まえまして、令和3年度一般会計及び特別会計予算を無所属なだ会は認定いたします。

続いて、二家本英生委員の意見を述べます。

忠岡町2021年度の予算案について、日本共産党の意見を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者の急増で、医療の逼迫が深刻化しています。2度目の緊急事態宣言が、1月8日から首都圏の1都3県を対象に、さらに、14日には大阪など7府県を対象地域に追加されました。これらの地域では、知事が飲食店などに営業時間短縮の要請が実施されました。感染症によるパンデミックの下で初めて組まれた予算案であり、税収減を前提にされています。

コロナ禍で、ジェンダー後進国の日本では、家族ケアの負担が女性に重くのしかかり、非正規雇用が多い女性への影響が大きく、女性はケア労働に従事する比率も高く、過重労働やストレスも増大しています。政府は、女性差別撤廃条約の立場で、ジェンダー視点を全ての施策に貫き、裏づける予算を抜本拡充することが必要です。

日本経済は、2019年10月の消費税増税によってマイナス成長に陥っており、新型コロナウイルス感染症の影響がそれに追い打ちをかけました。多くの事業者はコロナで仕事が減り、赤字に陥っているのに、消費税の納税負担が重くのしかかっています。税の滞納額の6割が消費税です。消費税の税収は全て法人税や所得税などの減収の穴埋めに使われてきました。一方、コロナ禍でも日銀など公的マネーをつぎ込み、株価だけが急上昇し、大富豪の資産は最近の10か月で10兆円も増加しました。社会保障の財源のためというなら、消費税に頼るのではなく、消費税を引き下げ、大企業や富裕層の減税をやめて、応分の負担を求めるべきです。

政府の予算案は、一般会計の総額106兆6,097億円で、前年度を4兆円上回る過去最大規模となっており、そこには新型コロナ対策予備費5兆円が含まれています。政府は既に成立した超大型補正予算と言われる第3次補正予算21兆8,353億円と合わせると「15か月予算」と位置づけています。

ところが、当面必要なコロナ対策は全て盛り込んだと、第3次補正予算も「ポストコロナ」が中心で、事業が停止の「Go Toトラベル」などの予算も追加計上までされています。2021年度予算案のコロナ対策は予備費5兆円しかないと言ってもよい状況です。

その特徴は、①コロナ対策は無為無策であり、それどころか感染防止に逆行するような予算まで含まれている。②「自助・共助・公助」の順番を強調し、国民に自己責任を押しつける冷酷な予算であり、社会保障費の自然増1,300億円すらも削減し、年金0.

1%引下げや生活保護の引下げなどがめじろ押し。③コロナ対策に名を借りた不要不急の「便乗予算」ばかりが目につく。④「戦争する国づくり」に向けた大軍拡をさらに進める予算で、7年連続、過去最高額を更新というものです。

今、国がすべきは、コロナ感染症の拡大を抑える対策と、医療機関への減収補填、打撃を受けている国民、中小業者の暮らしと営業を支えることに全力を挙げるべきです。

このような中で組まれた本町の2021年度の予算案です。

2021年度は杉原町政になり初めての予算案です。

一般会計当初予算総額は、前年度に比べ2億4,100万円減少し、71億3,300万円組まれています。

主な事業は、2023年4月開園に向けて（仮称）東忠岡地区認定こども園整備事業、適応指導教室の開設、新たな防災マップの作成、昨年に引き続きクリーンセンター各機器更新工事の実施などを行うものです。

まずは、予算案の改善を求める内容について申し上げます。

1点目、4年間14億8,500万円もするクリーンセンターの包括的運転管理の2年目になりますが、広域化を目指しているのに、延命化の必要がない工事の予算については認められません。

2点目、地方消費税交付金の社会保障財源化分、1億8,600万円もあります。一般財源への置き換えではなく福祉の向上のために使われること。

3点目、耐え難い負担となっている国保料や介護保険料を引き下げられること。

4点目、消費税10%増税の影響により物価高で消費は落ち込み、さらに新型コロナウイルスの影響が続く生活環境が厳しい中、上下水道などの公共料金を引き下げられること。

5点目、子ども医療費の助成制度は、高校卒業まで拡充されること。

6点目、公平公正な入札制度にするため、原則一般競争入札にし、最低制限価格の事前公表をされること。

7点目、個人情報情報の漏洩やプライバシー侵害につながるマイナンバーを広げないこと。自治体の仕事は住民福祉の向上のためにあるということを踏まえて取り組んでいただくことを求めます。

一方、新年度予算案には、以下のことが組まれています。

不登校児童・生徒のための適応指導教室の開設。

幼児教育の無償化に伴い、町独自の給食の副食費の無償化。

町独自での少人数学級の取組。

子どもたちを支援する子ども食堂、あすなろ未来塾、英語検定料の補助などの事業。

学校の受付員や青パトなどの子どもの安全を守る活動。

忠岡小学校の留守家庭児童学級のエアコンの改修。

一人暮らしの高齢者など上下水道料金減免制度を継続。

老朽化した町道の改修工事。

危機管理課の設置。

中小企業融資の利子補給制度や漁業の振興。

クリーンセンター内に監視カメラの設置やごみ減量化に向けての取組。

粗大ごみ電話申込み事業を委託から直営にされたこと。

など、住民のための予算が組まれています。

ふるさと応援寄附金などによって財政状況が改善した分を活用して、住民福祉の向上のために使われることを求めます。また、コロナ感染拡大を封じ込めるために、あらゆる手立てを取ることが必要だが、中でも、無症状感染者を発見・保護するためのPCR検査を本町で実施されることを強く要望し、提案されている予算案に賛成いたします。

また、河野隆子委員の意見も二家本委員の意見と同様であるとのことでした。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、令和3年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び下水道事業会計予算については、全会一致をもって、原案のとおり「可決すべき」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間、多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取組を強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことを併せて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和3年3月25日

予算審査特別委員会 委員長 和田 善臣

以上です。

議長（北村 孝議員）

報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算についてまで、一括して採決いたします。

委員長の報告のとおり、これを可とすることに決しまして、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算についてまでの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第2 報告第3号 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決の報告について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第3号、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求に対し、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下する裁決を行ったので、地方自治法第238条の7第4項の規定により、議会に報告するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、報告第3号を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第4号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和2年12月25日、忠岡町忠岡中2丁目11番15号先路上において発生した事故について、相手方と損害賠償額4,058円をもって和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年3月1日付をもって専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、報告第4号を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第4 議案第19号 忠岡町教育委員会委員の任命について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第19号、忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員、中村吉治氏は、令和3年3月31日をもって退任となりますので、後任として竹林正訓氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 忠岡町教育委員会委員の任命について、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第20号 忠岡町総合計画の策定について、議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第20号、忠岡町総合計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度から令和12年度までを計画年度とする第6次忠岡町総合計画の策定に当たり、忠岡町総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 忠岡町総合計画の策定について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第21号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第21号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長の任期中において、教育長の給料月額を1割減額し、教育長の退職手当を支給しない旨の規定を追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第22号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第22号、忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定の文言が変更されるため、関係条例を一括して改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第8 議案第23号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第14号)について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第23号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第14号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7,674万9,000円で、これを追加することにより、予算総額は98億4,104万5,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において、退職手当の計上、民生費において、府支出

金の交付決定に伴う財源更正、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業関連経費の計上、教育費において、感染症対策事業関連経費の計上などでありませ

す。
次に、繰越明許費ではありますが、総務費において、都市公園トイレ等感染予防対策事業 903万1,000円、戸籍電算システム改修事業642万4,000円、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,841万円、教育費において、小学校費で忠岡小学校屋外トイレ改修事業4,000万円、感染症対策事業240万円、中学校費で感染症対策事業120万円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第14号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第24号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第24号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、7,508万6,000円で、これを追加することにより、予算総額は72億808万6,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において、マイナポイント事業の延長に係る経費の計上、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の計上などです。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第24号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第10 意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書を提出する。

令和3年3月25日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

賛成者 同 河野 隆子

安全・安心の医療・介護の実現と国民
(府民)のいのちと健康を守る意見書(案)

令和2(2020)年の新型コロナウイルスによるパンデミック(感染爆発)は、日本

国内でも大きな影響を広げ、経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がった。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減にある。

20世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかになっている。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。国民が安心して暮らせる社会実現を要望する。

以上の主旨により、下記の項目の早期実現を求め意見書を提出する。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できる医療・介護現場にするために全ての医療・介護事業所が財源確保でき、且つ患者・利用者負担を軽減する診療報酬・介護報酬の改定を行うこと。
2. 厚生労働省の発した公立・公的病院の統合再編要請の撤回と地域医療構想の見直しをすること。同時に病床再編支援事業下における病床削減促進を中断し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員する方針を表明すること。またそのための養成数の拡大のために看護養成校への補助金拠出・返済義務のない看護学生の奨学金新設などの財源を確保すること。その際には現場聴き取り等を行い、現場実態を反映した医師確保計画、看護受給見通し、福祉人材戦略などに転換すること。
4. 感染症・災害時の外来・入院医療提供施設の確保・拡充を速やかに行うこと。またその際には必要な財源保障を行うこと。
5. 新たなウイルス感染流行や激甚災害などの非常時に対応できる保健所数への増設・保健師等の増員など、住民のいのちを守るために公衆衛生行政の拡充とその財源を確保すること。またウイルス研究や検査・検疫体制などを強化・拡充し公的責任で充実させること。
6. PCR検査の実施対象拡大とそれに伴う検査実施施設の人員体制・設備の確保を行うこと。また医療・介護自己負担軽減・免除制度などを充実させ、社会保障に関わる国民負担軽減を図り、だれもがいつでも享受できる医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月25日

泉北郡忠岡町議会

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

提出者に代わって趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナの感染が広がる中、医療機関は逼迫しており、医療崩壊が取り沙汰され、現場で対応されている医師や看護師などは、陽性者、陽性患者の命を救うため大変な思いで仕事をされております。

しかし、政府はそのような中、急激な減収に補填もしない、そして医療崩壊の反省も全くありません。「緊急包括支援交付金など約3兆円の医療支援をしている」と、このように政府は言っておりますが、実際現場に届いた交付金は1.3兆円にすぎないことや、そもそも使い勝手が悪い交付金であります。

緊急事態を出した一番の理由は、医療逼迫だということは明らかであります。そのような中、4割超の病院が冬のボーナスを減額せざるを得なかったという医療団体の調査もございます。最もシンプルに、迅速に届く減収補てんをすべきだというふうに思います。

そして政府は、感染拡大のさなかでも病床を削減する地域医療構想を推進しています。この構想は2015年に高度急性期16万9,000床、急性期59万6,000床、合わせて76万6,000床だった病床数を、2025年までに高度急性期13万1,000床、急性期40万1,000床、合わせて53万2,000床まで減らす、このような計画をしております。この構想については知事会の代表が「病床の確保をしようとしている病院に再編整理の話を持ちかけるなどというのは全くナンセンスだ」と、このように言っております。

公立公的病院の統合再編要請を撤回し、地域医療構想の見直しをすること、病床再編支援事業下における病床削減促進を中断すること、そのことが今、大変求められていることだというふうに思います。

そして、新型コロナウイルス感染の急拡大で看護師不足が深刻となっている中、大阪府内の看護専門学校2校が相次いで閉校されることが、昨年12月9日までに分かりました。看護師の育成、確保へ公的な支援が求められています。閉校されるのは府医師会看護

専門学校と淀川区医師会看護専門学校。府医師会看護専門学校は今年度から学生募集を停止し、2022年3月末に閉校、淀川区医師会看護専門学校は看護高等課程を23年3月末、看護専門課程を25年3月末までで廃止するとしております。府医師会看護専門学校は1955年4月に大阪府医師会附属准看護学院として開校し、これまで1万9,000人を超える卒業生を送り出し、看護師不足の解消に大きな役割を果たしてきました。看護養成校への補助金、また返済義務のない奨学金新設などの財源確保が求められています。

また、保健所の体制については、地域保健法の改正以降、職員、保健師数が減り続けております。1994年には全国で847か所あった保健所の設置数は、現在469か所に減っています。このことが保健所が逼迫した大きな要因であります。

また、医療機関や高齢者施設へのクラスター、飲食店のクラスターが減少する中でも増加しており、検査対象を強めることは重要です。職員だけではなく対象を入所者全員に広げるべきです。問題は高齢者施設への検査拡充、政府の対応が大きく遅れたことではないでしょうか。

飲食店の時短など社会的な人の接触制限を強めても、医療機関や高齢者施設などのケア労働では人が人を抱きかかえるなど、直接的な接触を避けようがありません。無症状感染者を通じたウイルスの持込みがある限り、感染を防ぎ切れない特別の事情があります。しかも一たびウイルスの侵入を許せばクラスターを引き起こす危険が大きく、医療の逼迫、停止をもたらします。

現状を打開するためにはあらゆる手だてを取ることが必要ではありますが、中でも無症状感染者を発見、保護するためのPCR等検査を抜本的に拡充することが本当に急がれています。

このことに、今申し上げましたように、この意見書案、政府にも、ぜひ皆さんのこの議会でご賛同をいただいて、届けていきたいというふうに思いますので、どうか皆さんのご賛同を心からお願いします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

9番(前川 和也議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

前川議員。

9番(前川 和也議員)

本意見書について申し上げます。

医師不足や地域医療の崩壊と言われて久しいわけではありますが、医療機関の連携を深めたり重複している機能の集約化、これもある種の広域連携ですけれども、医療提供体制の見直しについてはしていくべきであるというふうに、常日頃思っております。

一昨年の内閣府の世論調査では、複数の医療機関を統廃合して、医師や看護師などを集める考えについて尋ねたところ、24時間の診療体制を維持するには医療機関の統廃合について、約7割が賛成と答えたという結果もあります。

今のコロナのこのような状況であるからこそ、持続可能な医療体制を構築していくためには公立病院の統合再編については検討していくべきであるという考えから、公立病院の統合再編を撤回することが盛り込まれているのは無策であるという考えから、この意見書には反対いたします。

議長(北村 孝議員)

他に、討論ございませんか。

12番(河野 隆子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

河野議員。

12番(河野 隆子議員)

統廃合が大切だというふうにおっしゃっておりますけれども、2019年の厚労省が、再編統合の検討を迫った全国の424の公立、公的病院のうち、把握できているだけで72の病院が新型コロナウイルスの患者の入院受入れをしているということが明らかになっております。そしてワクチンがもう、この本町でも5月ぐらいに始まるわけなんですけれども、ワクチン接種が本格的に始まれば、一層地域医療全体の経営安定と体制強化が急が

れるのではないのでしょうか。そして市長会からも、市長会の代表からも「医療構想を進めること自体、地域医療崩壊を加速させるおそれがある」と、懸念の声が上がっております。

このことを見てからも病院の再編統合、これは撤回すべきだというふうに思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民（府民）のいのちと健康を守る意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第11 意見書第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意

見書を提出する。

令和3年3月25日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子
賛成者 同 二家本英生
同 同 河野 隆子

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻だ。この難局を乗り越えるにはGDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

地域別最低賃金は最も高い東京で1,013円、低い所は7つの県が792円と未だ800円にも届かず、大きな格差がある。大阪府の最低賃金は、昨年十数年ぶりに引き上げが行われず、964円に据え置かれた。この金額では、フルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りしかなく、『健康で文化的な最低限度の生活』はできない。また、地域間の格差は労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題となっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月25日

泉北郡忠岡町議会

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

提出者に代わり趣旨説明を行います。この意見書は大阪労連阪南地区協議会が陳情に上がった意見書になります。

憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。いわゆる生存権というもので、国民が人間らしい生活を営むよう国が国民生活に積極的に関わっていく権利という社会権の1つです。

この人間らしい生活とは、普通の暮らし、当たり前生活ができることです。食事だけの精いっぱい生活は普通の暮らし、当たり前生活とは言えません。趣味を楽しむことでリフレッシュをしたり、円滑な人間関係を形成することが人間らしい生活であり、そのためにはある程度の費用が必要となってきます。

全労連は、健康で文化的な最低限度の生活を行うための費用の算出方法としてマーケットバスケット方式を採用し、最低生計費試算を調査を行いました。この方式は、生活に必要な物資の品目を個別的に積み上げて生計費を算出する方法で、健康で文化的な生活を営むために必要な生活用品やサービスの量、例えばお米何キロ、肉類何グラム、シャツ何着、美容・理容が何回などのように個々に費用を積み上げていき、最低生計費の内容が具体的で分かりやすくなる算出方法です。この方法で算出された最低生計費が税込みで月22万から24万円となります。

また、国の所定労働時間は月150時間以内と掲げられています。1か月の最低生計費と所定の労働時間から割り出すと、最低賃金1,500円以上の賃金が必要となります。

このことから、現在の最低賃金ではとても人間らしい生活はできません。

また、コロナ禍で、懸命に社会を支えてきた医療、福祉、介護などのエッセンシャルワーカーや、小売り、飲食、サービス業の労働者は、低賃金で働いている方が多いです。

そして、低賃金労働者の70%以上が女性です。最低賃金のアップは、ジェンダー平等

を促進する上でも重要課題です。

地域間での最低賃金の格差についてですが、比較的、大都市では生活費が高くなり、地方の生活費は安いといったイメージはあります。確かに大都市では地方に比べ、家賃が高いですが、電車やバスなどの公共機関が発達しているため、移動にはお金はかかりません。地方は家賃は安いですが、通勤や買物など自動車がないと生活が成り立たず、ガソリン代や駐車場代を含めた車の維持費がかかります。そういう理由で全国一律の最低賃金制度が必要になってきます。

また、世界では全国一律制がスタンダードになっています。

最低賃金の引上げのための唯一の中小企業支援策である業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資が要件となっており、中小企業の約7割が赤字経営で、設備投資が困難なもとでは実効性はありません。社会保険料の事業者負担を減免など実効性のある支援策を最大限拡充し、最低賃金の引上げをしやすく、また経営を継続できるような環境を政府において行っていただきたいです。

こうしたことを踏まえ、政府におかれましては最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充に向けた今回の意見書であります。議員の皆様方のご賛同を頂きますようよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

申し上げます。

OECD加盟国中、最低水準であるというのは承知をしております。そこで、昨年までの安倍政権下でも毎年引き上げられてきておりました。

中小企業にとってこのコロナ禍において、最低賃金を上げるとなると雇用が厳しくなるものではないでしょうか。賃上げと雇用維持、両立は非常に難しいことであり、今現在業績が悪化している中、最低賃金の引上げよりも雇用の維持を優先すべきであると考えます。

また、今週の月曜日に開催されました政府の経済財政諮問会議では、早期に全国平均を1,000円にまで引き上げるという方針が総理より示されたことには支持をしておりますし、地域経済の活性化策として地方で優先的に最低賃金を底上げし、東京からの人の流れをつくるべきという意見も出たとのことですが、これは東京一極集中の是正に向けて傾聴に値するものと考えております。

以上のことから、最低賃金1,500円以上という無理のある数字が明記され、全国一律最低賃金制度に改正することを求めるこの意見書には反対いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ありませんか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

先ほどの賛成討論になるんですけれども、最低賃金、確かに費用も発生します。お金もかかります。ただ、その財源につきましては今回、こういう最低賃金を上げることによって、購買力が上昇することによって個人の収入増もあります。また個人が購入するという事は、法人の売上げも上がり、法人税の収入も上がります。そういった意味で、あとまた現在、大企業や富裕層に対しては減税が行われており、その分についての減税も、公平な負担をしていただいたらその分の財源はあります。その財源を使ってきちっとした雇用者の最低賃金の保障をしていくべきだと思います。そういった意味でこの意見書には賛成でございます。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより意見書第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 意見書第3号 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書の提出について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

意見書第3号 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書を提出する。

令和3年3月25日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

同 同 河野 隆子

後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書（案）

政府は、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担について、現在の「原則1割」を、「一定所得以上は2割」に引き上げることを閣議決定、団塊の世代が75歳になり始める令和4（2022）年度からの実施を目指している。

2割負担は、単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とし約370万人が該当する。厚生労働省によると、「2割」の対象となる高齢者の負担額は1人あたり年3万4,000円増える見込みとなっている。

75歳以上は病気やけがをすることが多く複数の医療機関にかかったり、治療が長期化したりする。一方、収入は公的年金などに限られている上、年金額も抑制・目減りしており、75歳を過ぎても生活維持のため働かざるをえない人も少なくない。家計を切り詰めて暮らしているのが、多くの人々の厳しい現実である。

政府は2割負担の最大の口実に「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」ことを挙げているが、田村憲久厚労相は、窓口負担は年1,880億円増え公費は年980億円も減るが、現役世代の負担減は1人あたり年700円だと説明している。さらに、事業主負担分を除けば年350円、月30円弱にすぎない。今回の最も負担を減らすのは国負担である。高齢者の医療費に占める国庫負担分は、老人保健制度が始まった昭和58（1983）年の45%から35%に減少している。若い世代の負担軽減というなら、少なくとも国庫負担を45%に戻すべきである。

コロナ禍での受診控えで高齢者の健康への影響が懸念される中での原則2割負担化に対し、日本医師会はじめ「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきではない」と批判が相次いでいる。

よって、政府においては、新型コロナウイルス感染症から高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれる時に、これに逆行する後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月25日

泉北郡忠岡町議会

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書案について

趣旨説明をいたします。

政府は、75歳以上の方が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入する医療制度改定一括法案を今国会で成立させ、2022年度後半から導入する計画です。コロナ禍と高齢者の貧困化で、今でも深刻な受診抑制を一層加速するものです。

1人当たりの平均窓口負担、これは75歳以上の方ですが、年間で今よりも3万4,000円も増えるというものです。外来だけで7万円増えるという方も、そういうケースも出てきます。

75歳以上の高齢者は最も病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。現行の原則1割負担のもとでも75歳以上の高齢者は平均で年間約8万円の窓口負担をしています。これは74歳以下の窓口負担の平均額の2倍になります。受診の際の窓口負担が生活を圧迫するため、受診を控えて重症化や手遅れに至る深刻なケースが後を絶ちません。

窓口負担が1割から2割の、今の2倍になれば、食費を削ったり受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないという、こういった切実な声が上がっています。

菅首相は「窓口負担の原則2割負担の導入は、現役世代の負担上昇を抑えるため、高齢者に能力に応じた負担をしていただくものだ」と言いました。ところが、今回の2割負担導入によって、軽減される現役労働者の保険料負担額は1人当たり年350円、1月たった30円にすぎません。

一方で、2割負担導入で一番負担が減るのは公費負担分です。年間980億円も減り、公費のうち6分の4を負担する国の負担が一番減るわけです。後期高齢者医療制度の前身である老人保健制度ができた1983年時点では、老人医療費に占める国庫負担の割合は45%でした。後期高齢者医療制度が導入された2008年度では、国庫負担の割合は36%にまで低下し、2020年度では33%にまで減っています。現役世代の負担が増えたのは、実は国庫負担が減らされてきたからです。現役世代の負担軽減を言うならば、減らしてきた国庫負担を元に戻すべきではないでしょうか。

政府は「能力に応じた負担を」と言いますが、それならば税と保険料で、大企業と富裕層にこそ負担を求めるべきです。

医療が必要な人ほど負担が増える窓口負担の引上げは、最悪の重症者いじめです。患者負担を抑えて必要な医療が受けられるようにするのが公的医療制度の本来のあり方ではないでしょうか。高齢者が安心して暮らせる社会をつくるためと、これまでも忠岡町の様々な計画のところで言われておりますけれども、後期高齢者の医療費負担、窓口負担の引き上げを行わないことを強く求める本意見書に、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は。ありませんか。

9番(前川 和也議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

前川議員。

9番(前川 和也議員)

申し上げます。

高齢化の急速な進行により、現役世代の保険料から拠出している後期高齢者医療の支援金が増大することは確実な情勢です。令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始め、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、負担能力のある方に可能な範囲で負担をしていただくことで、貯蓄が少なく教育費などの支出が大きい若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことを考えなければなりません。

この分野においてもやはり持続可能な制度としてこの制度を構築していくためにも、一定の所得のある、一定所得以上は2割の負担に引き上げることを支持しているため、この意見書には反対するものであります。

議長(北村 孝議員)

他に、討論ございませんか。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

だから、負担能力のある大富豪の方や、大企業とかそういったところに負担を求めると

というのが本来ではないでしょうか。コロナ禍でも大富豪の資産は10兆円も増えていると、先ほども予算委員会の予算委員長の報告で、我が党の意見でも申し上げておりますけれども、コロナ禍で国民が苦しんでいるのに株価だけが急上昇しているということで、日銀などの公的マネーをどんどん導入して株価対策が行われて、そして、最近の10か月でやはりこういう資産合計が、富豪30数人の資産合計が12兆円から22兆円と、10兆円も増えているということでもあります。

その大富豪の資産のほとんどが株式です。その株式を売ったとして利益を手にした場合の税金がわずか20%、今。ごく普通のサラリーマンの方が残業を増やして、年収が増えた場合、増額分に対しては所得税が10%、そして住民税が10%、社会保険料が10%以上かかってきますということで、そういった、そこに消費したら消費税がかかるということですから、大富豪の株のもうけへの税率があまりにも低過ぎる。ですから負担能力のあるこういった方々に応分の負担を求めるということをすれば財源はできるわけではないでしょうか。

それともう一つは、年々増え続けている軍事費であります。防衛費であります。5兆円、年間当初予算で超えていますけれども、コロナ対策のための第3次補正予算に軍事費の追加が3,867億円も計上されております。そのほとんどが潜水艦や護衛艦、地対空誘導弾などの、そういう整備費に充てられていて、特にイージスアショアの計画が撤回された、その代わりにイージスシステム搭載艦2隻を導入するというので、レーダーの購入を継続するためなんです。地上に置くはずだったこの大型のレーダーを搭載するため1隻約2,500億円、これを2隻購入するんですが、従来のイージス艦よりも高額で、かえって2隻造ればイージスアショアよりも高くなってしまおうという、こういう無駄なことをしていると。

ここの無駄にメスを入れなくて、高齢者のなけなしのお金から生活費から、1割負担を2割負担にさせてということで、国の負担を減らすということは本当に許されないことだと思います。忠岡町の高齢者の方々、裕福な方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり少ない年金、国民年金の方は大体平均3、4万円の年金で生活をされています。預貯金を取り崩しながらということで本当に将来に不安を感じている。お金、お財布を見ながら医療機関にかかるということをお聞きされている。こういった中で1割を2割に増やすのが当然のごとくのような、そういうことはやはり議員としては、町議会としてはやはりどちらが大事かといえば、忠岡の町民の、高齢者の方々の暮らしを守ることではないでしょうか。国においては無駄な、こういった支出を減らすということをやめていただいて、1割負担を守っていくというふうにするのが本来のあり方ではないでしょうか。ということで、この意見書にはぜひ賛成していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、討論ございませんか。

(なし)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

先ほど反対討論の異議がございましたので、起立により採決いたします。

意見書第3号 後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第13 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第14 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、福祉文教常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

本定例会に付されました事件は、全て議了いたしました。

議長(北村 孝議員)

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しを頂きまして、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月1日より開会されました本定例会におきましては、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、昨年から1年先送りにされておりました東京オリンピックが、感染対策のため海外からの観客を受け入れずに開催される見込みとなってまいりました。ひたむきにプレーし

諦めない選手の姿は、いまだにコロナで苦慮する世界中の人々に夢や希望、感動を与えてくれることと思います。

また、本日は聖火リレーが福島県よりスタートいたします。昨年、聖火ランナーのサポートランナーとして参加する予定でありました、現在忠岡中学校の3年生1名、2年生2名の生徒が、4月14日に岸和田市役所前から岸和田城前までの220メートルを走ります。この参加は子どもたちにとって一生忘れることのない経験となることと思います。忠岡町の代表として立派にその務めを果たしていただきたいと思います。

21日で緊急事態宣言が解除されましたが、まだまだふだんの生活が取り戻せない状況ではございますが、誰もが幸せを実感できる忠岡をつくるため、職員一丸となり、新年度も頑張っまいりますので、議員皆様方におかれましてはご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、寒さも和らぎ、ようやく穏やかな季節になってまいりましたが、議員皆様方におかれましては健康にご留意され、ますますご活躍いただきますよう祈念申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和3年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。

（「午前11時55分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年3月25日

忠岡町議会議長 北 村 孝

忠岡町議会議員 松 井 匡 仁

忠岡町議会議員 三 宅 良 矢